

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地
高 島 株 式 会 社
代表取締役社長 高 島 幸 一

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.tak.co.jp/ja/index.html>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「高島」又は「コード」に当社証券コード「8007」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) において、賛否をご入力の場合、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようにご送付ください。

敬 具

- 1 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
当社本店12階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 1. 第135期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 4 招集にあたっての決定事項
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 当社は、株主の皆様とのさらなるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで株主総会参考書類等の主要なコンテンツ・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマート招集」を導入しています。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/8007/>



- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきます予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「サステナX（クロス）」において親会社株主に帰属する当期純利益1,300百万円の達成を目標としておりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は79,683百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業利益は1,764百万円（同14.0%増）、経常利益は1,939百万円（同5.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,585百万円（同22.3%増）となり、「サステナX」の目標を上回りました。また、ROEは8.3%となり資本コストを上回り、ROICは5.0%となりWACCを上回りました。

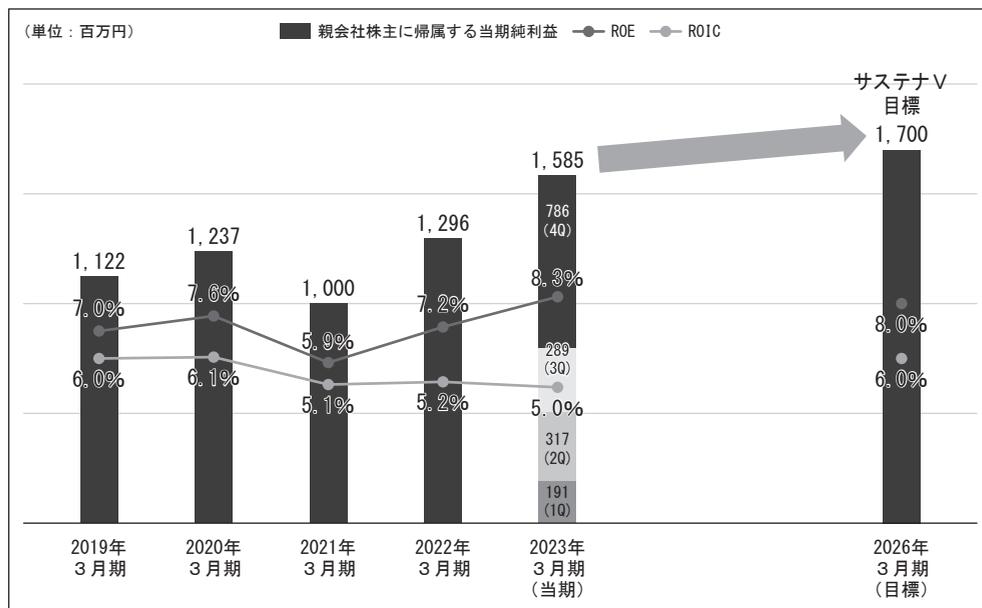
また、プライム市場の上場維持基準適合に向けた計画書及び2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「サステナV（バリュー）」において、2026年3月期までに親会社株主に帰属する当期純利益1,700百万円、ROE8.0%以上、ROIC6.0%以上の達成を目標として掲げておりません。

(単位：百万円)

	前期	当期	増減額	増減率
売上高	74,054	79,683	5,629	7.6%
営業利益	1,547	1,764	216	14.0%
経常利益	1,840	1,939	98	5.4%
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,296	1,585	289	22.3%
ROE	7.2%	8.3%	1.1pt	—
ROIC	5.2%	5.0%	△0.2pt	—
株主資本コスト	6.2%	6.3%	0.1pt	—
WACC	4.0%	3.9%	△0.1pt	—

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 増減率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

親会社株主に帰属する当期純利益の推移



セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<セグメント売上高>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比		
建材	42,020	56.7%	44,511	55.9%	2,490	5.9%
産業資材	18,116	24.5%	17,677	22.2%	△439	△2.4%
電子・デバイス	13,724	18.5%	17,301	21.7%	3,576	26.1%
賃貸不動産	192	0.3%	193	0.2%	1	0.9%
全社合計	74,054	100.0%	79,683	100.0%	5,629	7.6%

<セグメント利益>

(単位：百万円)

セグメント	前期		当期		増減額	増減率
	営業利益	構成比	営業利益	構成比		
建材	598	38.7%	611	34.7%	13	2.2%
産業資材	268	17.3%	23	1.3%	△244	△91.3%
電子・デバイス	571	36.9%	1,014	57.5%	442	77.4%
賃貸不動産	109	7.1%	114	6.5%	5	5.0%
全社合計	1,547	100.0%	1,764	100.0%	216	14.0%

①建材セグメント

建設資材関連分野は、地盤改良工事等においては低調に推移いたしましたが、建築資材については堅調に推移いたしました。太陽エネルギー関連分野は、太陽光パネル及び周辺機器の供給遅延の影響はあったものの、前年比で売上高は増加いたしました。断熱資材関連分野、住宅資材関連分野は概ね堅調に推移いたしました。また、業績拡大に向けた営業活動の増加、システム投資の増加、M&A実施に付随する費用の発生により販売費及び一般管理費が増加いたしました。増収増益となりました。

この結果、建材セグメント全体の売上高は、44,511百万円（前連結会計年度比5.9%増）、セグメント利益は611百万円（同2.2%増）となりました。

②産業資材セグメント

樹脂資材関連分野は、半導体不足の影響による自動車市場の回復が遅れ低調に推移いたしましたが、成型加工品の受注拡大により売上高は増加いたしました。繊維資材関連分野は値上げの影響による市場の停滞、需要減で低調に推移いたしました。また、業績拡大に向けた営業活動の増加、システム投資の増加、M&A実施に付随する費用の発生により販売費及び一般管理費が増加し、減収減益となりました。

この結果、産業資材セグメント全体の売上高は17,677百万円（同2.4%減）、セグメント利益は23百万円（同91.3%減）となりました。

③電子・デバイスセグメント

電子機器関連分野は、主力市場である国内民生電子機器市場は前年比にて3年連続マイナスとなる厳しい状況でしたが、国内白物家電市場は前年比2年ぶりにプラスに転じ好調に推移いたしました。マーケットでの価格競争は引き続き厳しいものの、新規受注の拡大及び円安による業績の嵩上げもあり、増収増益となりました。

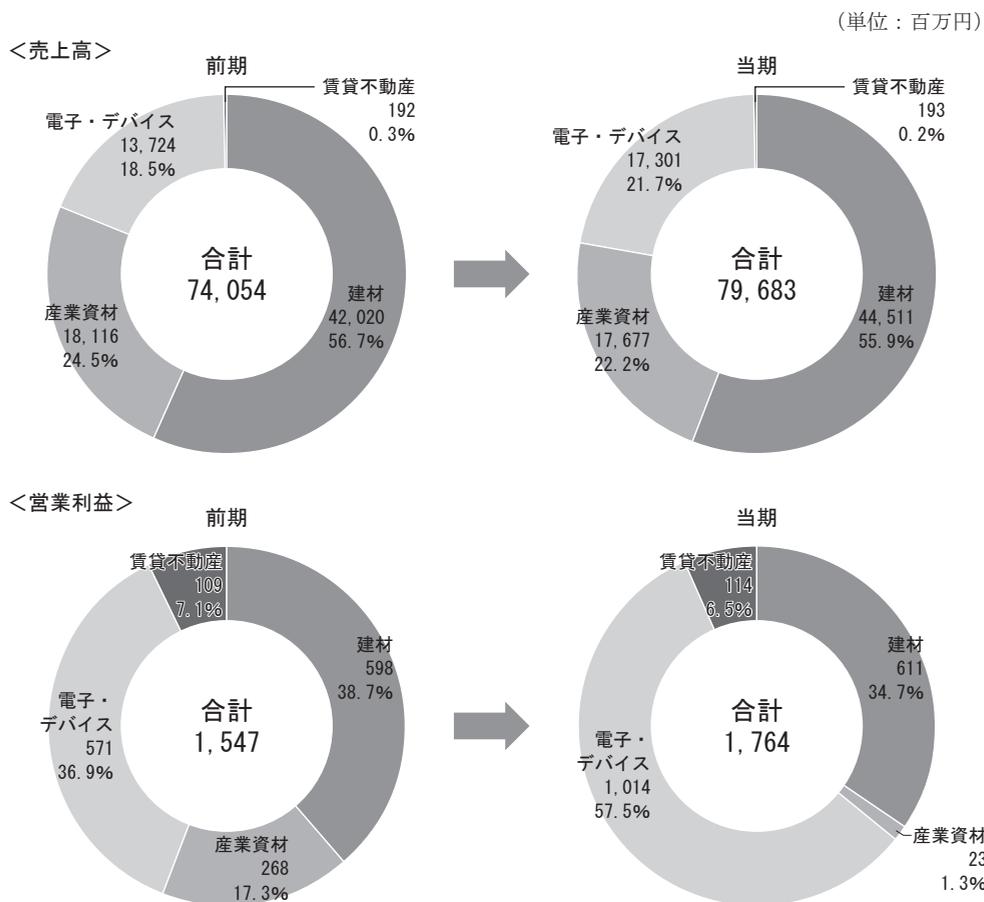
この結果、電子・デバイスセグメント全体の売上高は17,301百万円（同26.1%増）、セグメント利益は1,014百万円（同77.4%増）となりました。

④賃貸不動産セグメント

前期から保有不動産に変動はなく、売上高、セグメント利益ともに横ばいとなりました。

この結果、賃貸不動産セグメント全体の売上高は193百万円（同0.9%増）、セグメント利益114百万円（同5.0%増）となりました。

売上高、営業利益のセグメント別構成比は次のとおりです。



2. 資金調達状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

5. 対処すべき課題

当社グループでは、2020年4月より中期経営計画「サステナX（クロス）」（2020年4月より2023年3月までの3ヵ年計画）を遂行しております。

2023年3月期は中期経営計画「サステナX（クロス）」の最終年度でありましたが、目標として掲げておりました親会社株主に帰属する当期純利益13億円に対して、15.85億円を計上することとなり、目標を達成いたしました。

2023年4月より、中期経営計画「サステナV（バリュー）」（2023年4月より2026年3月までの3ヵ年計画）をスタートいたしました。

「サステナV（バリュー）」では、「カーボンニュートラル社会の実現」に向けて変化する、市場の成長機会を捉えた戦略組み立てによる価値創造を通じ、サステナ社会への適応と持続的成長を同時実現することを目指します。

市場成長機会と捉えている、サステナブルな社会の実現に貢献する「省エネ化」・「省力化」のニーズに対して、ターゲット市場に必要な機能・ソリューションを提供する機能商社として価値を創造、提供してまいります。価値創造を繰り返すことにより、機能商社として一大飛躍することを目指し、持続的な成長を図ってまいります。

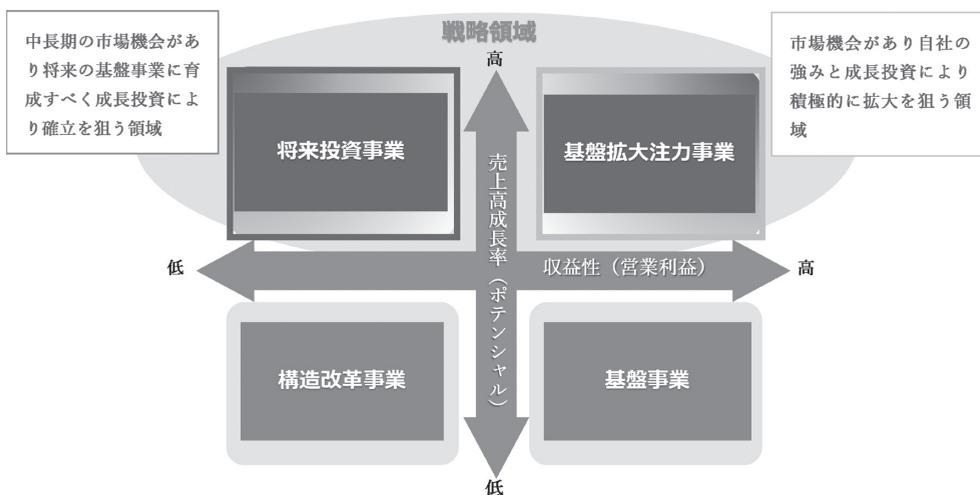
【中期経営計画 目標とする経営指標】

	2026年3月期
親会社株主に帰属する当期純利益	17億円
ROE	8%以上
ROIC	6%以上
総還元性向	50%

事業ポートフォリオとして、縦軸に売上高成長率・ポテンシャルを置き、横軸に収益性・営業利益を置き、成長性と収益性の向上の両面を見据え、右上の基盤拡大注力事業と左上の将来投資事業を戦略領域と設定いたしました。投資枠としては「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」にて2022年3月期から2026年3月期の投資枠として設定した70億円

を100億円超へと拡大し、この戦略領域に経営資源を投入してまいります。

戦略領域では、これまで培ってきた様々な機能を基に、将来的に大きな成長が見込める「省エネ化ニーズ」とターゲット市場において成長が顕在化している「省力化ニーズ」に焦点をあてております。具体的には、太陽光パネル、蓄電システム、V2H・急速充電器などの「再生可能エネルギー関連事業の拡大」、断熱材、省エネデバイスのモジュール化やアセンブリなどの機能を発揮し「省エネルギー関連事業の拡大」、精密機器向け物流資材などの「環境対応」、耐火・断熱・耐震等の機能建材、省力工法などの「省力化貢献関連事業の拡大」などを推進してまいります。



また、東京証券取引所の市場再編に際し、プライム市場に移行することが当社の企業価値を向上させ、中長期的に持続的な成長の実現に資するものとの考えに基づき、プライム市場を選択しております。しかしながら、その上場維持基準には達していないため「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出しております。

【プライム市場 上場維持基準への適合状況の推移】

	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式比率	1日平均 売買代金
上場維持基準	20,000単位以上	100億円以上	35%以上	2,000万円以上
2021年6月末	○ 27,185単位	不適合 47.9億円	○ 59.7%	不適合 683万円
2023年3月末 (当社試算)	○ 28,236単位	不適合 82.4億円	○ 63.2%	○ 3,266万円

東京証券取引所の決定した経過措置終了期限の2025年3月末に向けて、中期経営計画の諸施策を推進することに加え、上場維持基準達成に向けた追加施策を検討・実行してまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第132期 (2019年度)	第133期 (2020年度)	第134期 (2021年度)	第135期 (2022年度) (当連結会計年度)
売 上 高	88,799	80,625	74,054	79,683
営 業 利 益	1,713	1,395	1,547	1,764
経 常 利 益	1,784	1,513	1,840	1,939
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,237	1,000	1,296	1,585
1株当たり 当期純利益(単位：円)	275.29	222.13	288.16	354.91
総 資 産	43,800	42,121	45,176	53,060
純 資 産	16,406	17,454	18,477	19,539

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 第133期まで役員向け株式交付信託制度を導入しており、第133期以前の純資産額には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式を含めて算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第134期の期首から適用しており、第134期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

7. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランド株式会社	70 百万円	100 %	縫製加工製品の開発・製造・販売、膜構造の設計・加工及び産業・医療用物流資材の販売
シーエルエス株式会社	50	100	人工皮革・合成皮革等の各種資材、製品の販売
タクセル株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
iTak (International) Limited	100,000 千香港ドル	100	電子部品、電子機器の販売、生産技術・品質管理支援
iTak International (Thailand) Limited	130,000 千タイバーツ	100	電子部品、電子機器の製造及び販売

8. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

セグメント別	主要製品又はサービス
建 材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産 業 資 材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、新幹線・在来線などの車輛用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、医療用物流資材、その他工業資材
電 子 ・ デ バ イ ス	電子部品、電子機器
賃 貸 不 動 産	保有不動産賃貸

9. 主要な営業所（2023年3月31日現在）

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福 岡 市 中 央 区
	四 国 営 業 所	香 川 県 高 松 市
ハ イ ラ ン ド 株 式 会 社	本 社	東 京 都 千 代 田 区
	工 場	栃 木 県 那 須 塩 原 市
シ ー エ ル エ ス 株 式 会 社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
タ ク セ ル 株 式 会 社	本 社 及 び 工 場	栃 木 県 栃 木 市
iTak (International) Limited	本 社	中 華 人 民 共 和 国 香 港
	台 湾 代 表 事 務 所	台 湾 台 北 市
iTak International (Thailand) Limited	本 社	タ イ 王 国 バ ン コ ク
	工 場	タ イ 王 国 チ ョ ン プ リ

10. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

事業名	従業員数	前期末比増減
	名	名
建 材	280(51)	98
産 業 資 材	207(102)	12
電 子 ・ デ バ イ ス	441(318)	9
賃 貸 不 動 産	1(0)	0
全 社 (共 通)	81(34)	0
合 計	1,010(505)	119

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

11. 主要な借入先（2023年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	期末借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,691
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,220
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	660

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 14,000,000株
2. 発行済株式の総数 4,448,385株（自己株式17,888株を除く）

（注）2023年2月に実施した自己株式の消却により発行済株式の総数（自己株式を含む）は前期末に比べ34,700株減少しております。

3. 株主数 4,340名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	530	11.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	274	6.16
平 和 株 式 会 社	190	4.27
B N P P A R I B A S A R B I T R A G E S N C	174	3.91
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	158	3.56
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	106	2.40
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	103	2.31
株 式 会 社 ク ラ レ	100	2.26
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	92	2.07
高 島 従 業 員 持 株 会	85	1.92

（注）1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）に対して、役位に応じて譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を採用しており、当事業年度中に交付した株式数は次のとおりであります。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	9,644株	5名
社外取締役 （監査等委員を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項等
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 幸一	代表取締役社長 社長執行役員	
高垣 康孝	取締役 専務執行役員 営業管掌兼産業資材事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 取締役
後藤 俊夫	取締役 常務執行役員 電子・デバイス事業本部長	iTak (International) Limited 代表取締役社長
山本 明	取締役 常務執行役員 建材事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 監査役
鈴木 隆博	取締役 常務執行役員 経営管理本部長	
宇治田 明史	取締役 (監査等委員・常勤)	
桃崎 有治	取締役 (監査等委員)	桃崎有治公認会計士事務所代表 株式会社プロジェクトカンパニー 社外監査役
篠 連	取締役 (監査等委員)	シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
青木 寧	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宇治田明史氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏及び取締役（監査等委員）青木寧氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）宇治田明史氏、取締役（監査等委員）桃崎有治氏、取締役（監査等委員）篠連氏及び取締役（監査等委員）青木寧氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宇治田明史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- ・2022年6月23日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員弓削道雄氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2022年6月23日開催の第134回定時株主総会において、新たに宇治田明史氏は取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
6. 取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・2023年3月31日付で、取締役高垣康孝氏は専務執行役員及び営業管掌兼産業資材事業本部長を退任しております。
 - ・2023年4月1日付で、取締役後藤俊夫氏は常務執行役員電子・デバイス事業本部長から専務執行役員電子・デバイス事業本部長に就任しました。
 - ・2023年4月1日付で、取締役鈴木隆博氏は常務執行役員経営管理本部長から常務執行役員経営管理本部長兼財務統括部長に就任しました。

7. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、保険会社との間で取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険契約により填補されません。

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。また、取締役報酬の客観性とその説明責任を十分に果たすことを目的に、代表取締役社長と非業務執行取締役全員で構成し非業務執行取締役を委員長とする報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議に関する内容について諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決議方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるとして判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足る報酬制度を前提に、個々の取締役報酬については、他社水準、従業員給与等とのバランスを考慮し、部分的に短期業績及び個人貢献度を評価することで、役位に応じた適切な報酬水準となることに重点を置いております。また、連結グループ業績の向上を意識した経営となるよう利益連動金銭報酬制度を導入し、あわせて中長期において持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を明確化させるため譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。各報酬の割合に関しては、中長期的な経営成績を重視し固定報酬の比率を高めめに設計し、概ね固定報酬55%：変動報酬30%：株式報酬15%を目安としております。

a. 基本報酬に関する方針

固定報酬と業績報酬で構成されております。固定報酬は、役位別に定めた額を、業績報酬は、役位別に定めた基準業績報酬に前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた業績報酬係数と個人別貢献度係数を乗じた額を、年額とし12分割した額を毎月支給しております。個人別貢献度係数については、諮問委員会の審議により決定しております。

b. 利益連動金銭報酬に関する方針

利益連動金銭報酬を計上した後の「親会社株主に帰属する当期純利益」が10億円以上の場合に当社の対象取締役に対して支給するものとし、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じて支給率を定め、その支給率を乗じ代表取締役社長への個別支給額を算出いたします。次にそれ以外の各対象取締役への支給額につきましては、代表取締役社長への個別支給額にあらかじめ定められた役位別係数を乗じて算出いたします。各対象取締役への支給は、株主総会の日以後1か月以内に支給することとしております。ただし、支給総額は100百万円を限度としております。

c. 株式報酬に関する方針

取締役選任時（重任含む）に譲渡制限付株式を、役位別に定めた額に相当する株式を付与しております。なお、譲渡制限は取締役退任時に解除されます。支給総額は年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内としております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	193 (-)	117 (-)	52 (-)	23 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	32 (32)	32 (32)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	225 (32)	149 (32)	52 (-)	23 (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は1,585百万円です。当該指標を選択した理由及び算定方法等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II. 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額320百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、7名です。また、2020年6月25日開催の第132回定時株主総会において、利益連動金銭報酬制度の改定及び、譲渡制限付株式報酬制度の導入の決議をいただいております。譲渡制限付株式報酬制度については当該報酬限度額とは別枠に年額50百万円以内、発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株以内として支給いたします。利益連動金銭報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の決議の対象となる、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）の員数は、6名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。

5. 社外役員に関する事項

	取締役（監査等委員）			
	宇治田明史	桃崎 有治	篠 連	青木 寧
(1) 重要な兼職先と当社との関係	—	(別記1)	(別記2)	—
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	—	—	—	—
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記3)	(別記3)	(別記3)	(別記3)
(4) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬等を受けているときの当該報酬等の総額	—	—	—	—
(5) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	—	—	—	—

(別記1) 桃崎取締役は、桃崎有治公認会計士事務所代表及び株式会社プロジェクトカンパニー社外監査役であり、各兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記2) 篠取締役は、シナネンホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であり、兼職先と当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員 ・常勤)	宇治田明史	当事業年度に開催した取締役会15回のうち就任後に開催した取締役会11回中11回、監査等委員会14回のうち就任後に開催した監査等委員会11回中11回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	企業経営、財務、リスク管理 等に関する経験に基づいた発言を適宜行っており、取締役会では、企業価値に影響を及ぼす、経営計画の策定や買収案件などの重要な事案について積極的、建設的に発言や提言を行いました。 また、監査等委員会では委員長として実効性の高い委員会運営を行い、当社のガバナンス向上に貢献いたしました。 指名委員会、報酬委員会においても委員長として公正な委員会運営を行い、役員人事や役員の評価とそれに基づく報酬決定についての議論を主導いたしました。

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	桃崎 有治	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>取締役会では、長年にわたり公認会計士として会計監査、経営コンサルティングに携わり、また他の会社の社外取締役や社外監査役を複数社経験していることから、コーポレートガバナンスや経営監査、リスクマネジメントに関する豊富な経験と高度な専門知識を活かし、当社グループにおける財務・会計、開示の在り方、内部統制及びリスクマネジメント、経営戦略、企業価値等に関して中長期的な視点から発言を行い、適切な経営の監督に反映させることにより、取締役会の実効性の向上に貢献しました。</p> <p>監査等委員会では、内部統制システムの整備・運用状況や三様監査の在り方、中期経営計画の進捗状況、監査法人の評価等に関して適宜発言を行い、監査等委員会の実効性の向上に貢献しました。</p> <p>報酬委員会では、企業理念や経営戦略に基づく中長期的な経営目標と整合的な報酬設計になっているかの視点から、役員報酬制度の透明性向上及び評価制度の効果的な運用に関する発言を行い、また、指名委員会では取締役会の構成や取締役社長サクセッションプラン、取締役候補者、執行役員候補者に関する発言を行い、これら委員会の透明性及び実効性の向上に貢献しました。</p>
取締役 (監査等委員)	篠 連	<p>当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。</p>	<p>弁護士としての長年にわたる訴訟関係、リスクマネジメント等に関する専門的知識・経験に基づく意見等を述べ、さらに、他社での社外取締役の経験を活かし、コーポレートガバナンスに関する対応、リスクコンプライアンスに対する対応、重要討議事項等経営全般に関する事項に積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。</p>

区分	氏名	活動状況並びに発言状況	期待される役割に関し行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青木 寧	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回、監査等委員会14回のうち14回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。	大手消費財化学メーカーでの要職と社外団体での活動等の豊富な経験と見識に基づく意見等を述べ、当社経営に関して中立的・客観的監督と有益な指導を行うとの期待される役割に対し、取締役会における重要討議事項等経営全般に関する事項、事業改革やサステナビリティ経営の推進に関する事項、監査等委員会における重要な監査事項、並びに指名・報酬委員会における人財育成・報酬制度の課題に関し、積極的に意見を述べることによりその職務を果たしております。

6. 執行役員に関する事項（2023年4月1日現在）

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次のとおりです。

氏名	地位	担当
西 田 努	上席執行役員	産業資材事業本部長 兼 物流資材統括部長 兼 高島ロボットマーケティング株式会社 代表取締役社長
佐 脇 雅 也	上席執行役員	電子・デバイス事業本部 副本部長 兼 iTak(International)Limited. 取締役 兼 アイタックインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役COO
山 田 健 一	上席執行役員	建材事業本部副本部長 兼 東日本統括部長
徳 本 貴 久	執行役員	経営管理本部 経営企画統括部長
押 川 正 裕	執行役員	大阪支店長 兼 建材事業本部 大阪統括部長

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額
39百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
39百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な過失がないときに限るものといたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。以下同じ）の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立するとともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務及び職務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
 - ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
 - iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
 - i. 「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
 - ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
 - iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にはリスクの見直し・検討を行い、社長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
 - iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
 - v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
 - vi. 基幹ITシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
 - vii. 顧客対応リスクについては、事業担当取締役がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「業務分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- viii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
 - ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視をしながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
 - x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当たるとともに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
 - ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取り組む。
 - ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連法規等の啓発を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
 - iii. 内部監査部門はその独立性・専門性を保つとともに、社長直轄の組織としてその指示・命令に従うと同時に、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、監査等委員及び監査等委員会による指示・命令に従い緊密に連携する。（デュアルレポーティングライン体制）
 - iv. 不適合な事実があった場合又は社内通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適切な処置をとる。
 - v. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
 - ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。
 - iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO

- 認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。
- iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本方針」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
 - v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告を遵守するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務の適正を確保する。
 - vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
 - viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業務における統制管理を行う。
 - ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の補助使用人等及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
- i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
 - ii. 補助使用人等の選任に際し会社は監査等委員会と協議しこれを決定するものとする。補助使用人等としての業務に関する評価は、監査等委員会の長が行う。補助使用人が他部署等と兼任しいずれの業務も行う場合、総合的な評価は他部署等の業務の評価と補助使用人等としての評価を合わせ、監査等委員会の長の同意を得て決定する。
 - iii. 補助使用人等に対する指揮命令は監査等委員が行うものとし、監査等委員以外の取締役その他使用人の指揮命令は受けないものとする。
 - iv. 補助使用人等がその業務に従事していること、またはその業務内容を理由に、補助使用人等に対して不当な評価をしてはならない。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実に気づいた時は、適切に対応するとともに監査等委員会に報告する。
 - ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報告する。
 - iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある

事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して報告を行うこととする。

- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
 - ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
 - ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、策定した「コンプライアンスプログラム」の推進、見直しの実施を行うとともに、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 内部監査体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施いたしました。また、監査等委員会（当期中に14回開催）のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

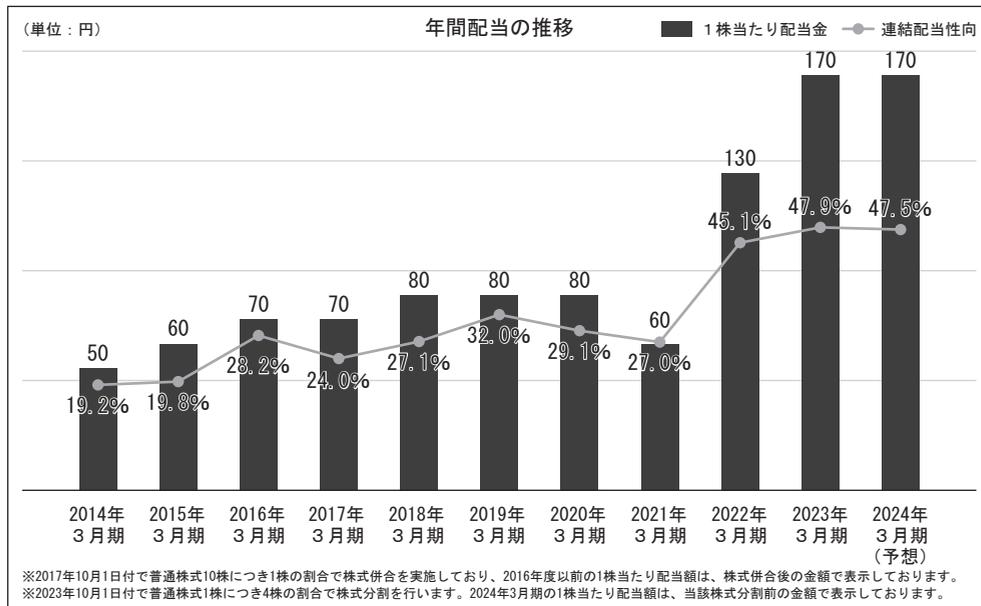
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「戦略的投資を伴う持続的成長企業」を目指し、成長投資を拡大させる一方で、資本効率性を意識し、株主還元を実施することを基本方針とし、具体的には、連結配当性向40%以上の配当を毎期行い、総還元性向50%を目標に機動的な自己株式の取得・償却を実施します。また、株主の皆様への安定的な還元を念頭に、総還元額の下限を5億円としています。

当期におきましては、1株当たり170円の配当（うち中間配当70円）を予定しており、連結配当性向は47.9%となります。また、当期に上限金額を100百万円として自己株式の公開買い付けを行っており、1株当たり170円の年間配当と合わせ総還元性向は54.3%となります。

2024年3月期におきましては、1株当たり170円の年間配当（10月1日付で実施する株式分割を考慮する前）を予定しており、業績予想に基づく連結配当性向は47.5%となります。



連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,440	流 動 負 債	27,585
現金及び預金	7,791	支払手形及び買掛金	15,277
受取手形	4,476	電子記録債務	5,735
売掛金	15,006	短期借入金	3,210
電子記録債権	5,357	契約負債	405
契約資産	1,420	1年内償還予定の社債	10
商品及び製品	5,162	1年内返済予定の長期借入金	337
仕掛品	64	未払費用	1,095
原材料及び貯蔵品	1,446	未払法人税等	384
前渡金	68	前受金	17
前払費用	83	未払消費税等	159
未収入金	448	賞与引当金	554
その他	156	役員賞与引当金	52
貸倒引当金	△41	その他	345
固 定 資 産	11,619	固 定 負 債	5,935
有 形 固 定 資 産	4,707	社 債	30
建物及び構築物	1,523	長期借入金	3,347
機械装置及び運搬具	739	繰延税金負債	225
工具、器具及び備品	142	再評価に係る繰延税金負債	204
土地	2,225	退職給付に係る負債	84
リース資産	37	その他	2,043
建設仮勘定	38	負 債 合 計	33,520
無 形 固 定 資 産	1,662	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	562	株 主 資 本	17,874
ソフトウェア仮勘定	14	資 本 金	3,801
のれん	1,069	資 本 剩 余 金	1,637
施設利用権等	14	利 益 剩 余 金	12,482
投 資 そ の 他 の 資 産	5,249	自 己 株 式	△47
投資有価証券	3,050	その他の包括利益累計額	1,665
長期貸付金	46	その他有価証券評価差額金	704
長期営業債権	119	土地再評価差額金	417
退職給付に係る資産	261	為替換算調整勘定	555
繰延税金資産	294	退職給付に係る調整累計額	△12
その他	1,635	純 資 産 合 計	19,539
貸倒引当金	△158	負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,060
資 産 合 計	53,060		

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	79,683
売上原価	70,249
売上総利益	9,434
販売費及び一般管理費	7,670
営業利益	1,764
営業外収益	347
受取利息	39
受取配当金	136
持分法による投資利益	12
貸倒引当金戻入	27
助成金収入	38
雑収入	94
営業外費用	172
支払利息	51
為替差損	104
休業手当	12
雑支出	4
経常利益	1,939
特別利益	346
投資有価証券売却益	276
負ののれん発生益	70
特別損失	69
固定資産売却損	31
固定資産除却損	30
固定資産圧縮損	8
税金等調整前当期純利益	2,216
法人税、住民税及び事業税	681
過年度法人税等	70
法人税等調整額	△120
当期純利益	1,585
親会社株主に帰属する当期純利益	1,585

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	3,801	1,725	11,792	△56	17,262
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△895		△895
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,585		1,585
自己株式の取得				△102	△102
自己株式の処分		3		20	23
自己株式の消却		△91		91	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△87	690	9	611
2023年3月31日残高	3,801	1,637	12,482	△47	17,874

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2022年4月1日残高	738	417	36	21	1,214	18,477
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△895
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,585
自己株式の取得						△102
自己株式の処分						23
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△33	-	518	△34	450	450
当期変動額合計	△33	-	518	△34	450	1,062
2023年3月31日残高	704	417	555	△12	1,665	19,539

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,035	流 動 負 債	22,284
現金及び預金	4,600	買掛金	12,390
受取手形	3,961	電子記録債権	5,421
売掛金	10,109	契約負債	354
電子記録債権	4,977	短期借入金	2,000
契約資産	1,371	1年内返済予定の長期借入金	240
商 品	2,137	関係会社預り金	272
前 渡 金	25	未払金	497
前払費用	45	未払費用	294
関係会社預け金	2,756	未払法人税等	156
未収入金	396	未払消費税等	93
その他の	130	リース債務	3
貸倒引当金	△475	前受り金	16
固 定 資 産	12,089	預り金	31
有 形 固 定 資 産	2,316	賞与引当金	409
建物	856	役員賞与引当金	52
構築物	3	その他の	50
機械及び装置	4	固 定 負 債	5,071
工具、器具及び備品	78	長期借入金	3,120
土地	1,356	長期リース債務	15
リース資産	16	預り保証金	1,694
無 形 固 定 資 産	562	繰延税金負債	30
ソフトウェア	537	再評価に係る繰延税金負債	192
ソフトウェア仮勘定	14	その他	18
施設利用権等	10	負 債 合 計	27,356
投資その他の資産	9,210	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,599	株 主 資 本	13,824
関係会社株式	4,931	資 本 金	3,801
従業員長期貸付金	7	資 本 剰 余 金	1,637
敷金及び保証金	1,356	資 本 準 備 金	950
前払年金費用	279	その他資本剰余金	686
長期営業債権	106	利 益 剰 余 金	8,433
その他の	34	その他利益剰余金	8,433
貸倒引当金	△106	別途積立金	700
資 産 合 計	42,125	繰越利益剰余金	7,733
		自 己 株 式	△47
		評価・換算差額等	943
		その他有価証券評価差額金	700
		土地再評価差額金	243
		純 資 産 合 計	14,768
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,125

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	53,309
売 上 原 価	47,735
売 上 総 利 益	5,574
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,150
営 業 利 益	423
営 業 外 収 益	413
受 取 利 息	54
受 取 配 当 金	220
償 却 債 権 取 立 益	1
為 替 差 益	52
貸 倒 引 当 金 戻 入	27
雑 収 入	57
営 業 外 費 用	27
支 払 利 息	25
雑 支 出	2
経 常 利 益	809
特 別 利 益	276
有 価 証 券 売 却 益	276
特 別 損 失	15
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入	7
固 定 資 産 除 却 損	0
固 定 資 産 圧 縮 損	7
税 引 前 当 期 純 利 益	1,070
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	334
法 人 税 等 調 整 額	△110
当 期 純 利 益	845

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
2022年4月1日残高	3,801	950	774	1,725	700	7,783	8,483	△56	13,953	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△895	△895		△895	
当期純利益						845	845		845	
自己株式の取得								△102	△102	
自己株式の処分			3	3				20	23	
自己株式の消却			△91	△91				91	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△87	△87	-	△50	△50	9	△128	
2023年3月31日残高	3,801	950	686	1,637	700	7,733	8,433	△47	13,824	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日残高	747	243	990	14,943
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△895
当期純利益				845
自己株式の取得				△102
自己株式の処分				23
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△46	-	△46	△46
当期変動額合計	△46	-	△46	△175
2023年3月31日残高	700	243	943	14,768

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

高島株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪俣 雅 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

高 島 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 猪 俣 雅 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

高 島 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員（社外取締役） 宇 治 田 明 史^①

監査等委員（社外取締役） 桃 崎 有 治^②

監査等委員（社外取締役） 篠 連^③

監査等委員（社外取締役） 青 木 寧^④

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

たかしま こういち
高島 幸一

(1952年8月8日生)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

所有する当社の株式数	59,681株	1978年2月	プロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社	2003年6月	代表取締役副社長
在任年数	21年	2000年7月	プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター	2004年6月	代表取締役社長
取締役会出席状況	15/15回	2002年6月	当社入社	2016年4月	代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長
		2002年6月	取締役副社長	2016年6月	代表取締役社長兼社長執行役員兼産業ソリューション事業本部長
				2018年4月	代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

2

ごとうとしお
後藤 俊夫

(1959年12月12日生)

再任

所有する当社の株式数

22,578株

在任年数

11年

取締役会出席状況

15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月	当社入社	2018年4月	当社取締役兼常務グループ 執行役員
1997年10月	当社経営企画室付課長兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長		iTak (International) Limited 代表取締役社長
2003年4月	当社電子デバイス担当デ ィレクター兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長	2020年4月	取締役兼常務グループ執行 役員デバイスソリューション 事業本部長兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長
2009年4月	iTak (International) Limited 代表取締役社長	2021年4月	取締役兼常務執行役員電 子・デバイス事業本部長兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長
2012年6月	当社取締役兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長	2023年4月	取締役兼専務執行役員(産 業資材・デバイス機能管 掌)電子・デバイス事業本 部長兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長(現任)
2016年6月	当社取締役兼グループ執行 役員 iTak (International) Limited 代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しております。2012年以來当社取締役として、電子・デバイス事業を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

3

やまもと
山本

あきら
明 (1963年2月9日生)

再任

所有する当社の株式数
6,207株

在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1987年4月	株式会社大阪東通（現株式会社関西東通）入社	2017年4月	執行役員建材ソリューション事業本部
1991年10月	丸紅合樹製品株式会社（現丸紅ブラックス株式会社）入社	2018年4月	執行役員建材ソリューション事業本部副部長兼東日本統括部長
2010年2月	当社入社 建材事業本部 特販推進大阪ビジネスユニットマネージャー	2018年6月	取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部副部長兼東日本統括部長
2011年4月	建材事業本部中国営業所長	2020年4月	取締役兼執行役員建材ソリューション事業本部長
2013年4月	建材事業本部西日本統括部副統括部長	2021年4月	取締役兼常務執行役員建材事業本部長（現任）
2014年4月	建材事業本部東日本統括部長		
2016年6月	東建エンジニアリング株式会社監査役（現任）		

取締役候補者とした理由

山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは、当社取締役として、引き続き建材事業の最重要分野を統括する立場として、2020年4月からは建材事業全体を統括する立場として、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



候補者番号

4

すず き たか ひろ
鈴木 隆 博

(1968年10月20日生)

再任

所有する当社の株式数
6,305株

在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1991年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2018年6月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）業務推進部調査役	2019年3月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2007年4月	K F i 株式会社（現東京国際コンサルティング株式会社）エグゼクティブコンサルタント	2019年9月	取締役兼執行役員経営管理本部長兼総務・人事統括部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2014年6月	株式会社 L T C B ネットワークスマネージングディレクター	2021年4月	取締役兼常務執行役員経営管理本部長兼 iTak (International) Limited 取締役
2015年12月	当社入社 内部監査統括部副統括部長	2022年3月	取締役兼常務執行役員経営管理本部長
2016年1月	内部監査統括部長	2023年4月	取締役兼常務執行役員兼経営管理本部長兼財務統括部長（現任）
2017年4月	執行役員内部監査統括部長		
2018年4月	執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長		

取締役候補者とした理由

鈴木隆博氏は、金融、コンサルティング等の営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、内部監査部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは当社取締役として、経営管理部門を統括する立場で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役を選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	毎年6月下旬
基 準 日	定時株主総会・期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日 その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。
株主名簿管理人及び 特別口座の管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電 話 照 会 先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
一 単 元 の 株 式 の 数	100株
ホームページアドレス	https://www.tak.co.jp/ja/index.html

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル
当社本店12階会議室



◎交通機関のご案内

J R 中央線 (快速)、中央・総武線 (各駅停車)

..... 御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口より 徒歩 2分

地下鉄

東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 2番出入口より 徒歩 3分

東京メトロ 千代田線 新御茶ノ水駅 B1番出入口より 徒歩 2分